

10月以降の子ども手当も手当てになるの？

10月以降の子ども手当は新たに申請が必要になります！

子ども手当は、10月以降の制度改正により、これまで受給していた方も新たに申請が必要になります。申請をしない場合、支給されませんので、ご注意ください。

これまでの手当額は、子ども一人につき月額13,000円を支給していましたが、今回の改正により、子どもの年齢に応じて支給額が変わります。また、10月～平成24年3月までの子ども手当については、所得制限はありません。



申請に必要なものは

- ・申請用紙（10月の末日までにご家庭へ送付予定です）
- ・印鑑
- ・請求者名義の金融機関口座のわかるもの（子ども手当を振り込みます。ゆうちょ銀行はご利用いただけません）
- ・請求者が厚生年金などの加入者の場合：健康保険被保険者証の写し

※健康保険被保険者証のコピーなどの添付書類は後日提出していただいても結構です。請求が遅れないよう、まずは児童福祉課へ郵送、または窓口で認定請求手続きをして下さい。

提出期限にご注意ください！

支給要件に該当している方については経過措置が適用され、平成24年3月31日までに請求を行えば、10月分の手当から受給することが可能です。

ただし、10月以降に他の市町村へ転出した方については、経過措置の対象にならず、転出先

では申請の翌月分からの支給となり、さかのぼって支給されませんのでご注意ください。（10月以降の出生により、新たに支給対象となる方・増額対象となる方についても、請求の翌月分からの支給となります）

■支給要件

- ・市に住所（住民票または外国人登録があること）があり、中学校修了前までの児童を養育している方が対象です。
- ・子どもは、国内に居住していなければなりません。（留学中の場合などを除きます）
- ・父母ともに所得がある場合は、生計の中心となる方に請求していただきます。
- ・仕事上の転勤などで、父または母のいずれかが単身赴任している場合は、生計の中心となる方が受給者にあたります。
- ・子どもと別居している方が受給者となる場合は、申請の際に子どものいる世帯全員分の住民票を、手当を受給している市町村へ提出していただくこととなります。

9月までの子ども手当と10月からの子ども手当の違いは？

	9月までの子ども手当	10月からの子ども手当
所得制限	ありません	
支給対象となる子ども	中学校修了まで (15歳到達後の3月31日まで)	
手当額	中学生以下の子ども 一律13,000円	3歳未満または※第3子以降は、 月額15,000円 3歳以上の第1～2子、中学生は、 月額10,000円 ※中学生の場合は、 一律月額10,000円

■子ども一人の年齢による手当支給額（月額）

- ・0歳～3歳未満の児童

- ・離婚協議中で父母が別居している場合は、子どもと同居している方に請求していただきます。
- ・公務員の方は、勤務先へ申請して下さい。
- ・中学生
↓10,000円
- ・3歳以上～小学校修了前の児童
↓10,000円
- （但し、第3子以降の児童については15,000円）
- ・15,000円

58 申問 伊奈庁舎児童福祉課 ☎
2111 (内線1164)

11月は児童虐待防止推進月間『守るのは 気づいたあなたの その勇気』
「もしかして」と思ったら、児童相談所や市児童福祉課にご相談ください。